

# 第三次 須坂市環境基本計画

2026-2030



市内から北信五岳を望む

2026年3月

須坂市

# はじめに

須坂市は2021年3月に第三次須坂市環境基本計画を策定し、本市がめざす環境の姿を「豊かな森・里・川を誇りに、しあわせ感じる環境都市 須坂へ ～環境資産を共創により、磨き、高め、次世代に継承する～」としました。

国や県においても環境施策が精力的に進められ、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方は私たちの生活にも広まっています。

本市でも計画に基づき、日々の生活に伴うごみの処理や、気候変動の影響への対応、自然環境の保全など様々な課題に引き続き地道に取り組んでいく必要がありますが、計画策定から5年が経過するにあたり、変化する時勢や新たな問題などへの対応のため、計画を改定することとしました。

計画に掲げる目標の達成には、行政の取り組みだけでなく、一人ひとりの意識改革・活動が大切です。市民、事業者、行政が共創により取り組むことが重要となりますので、引き続き皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の改定に当たり、ご審議いただきました須坂市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。



2026年3月

須坂市長

三木正夫

## 目次

### 第1章 計画の基本的事項

- 1 環境に関する動向 ..... 1
- 2 環境基本計画とは ..... 1
- 3 計画の目的 ..... 1
- 4 計画の役割 ..... 2
- 5 計画の主体 ..... 2
- 6 計画の位置づけ ..... 2
- 7 計画の期間・目標年度 ..... 3
- 8 対象とした環境の項目 ..... 3
- 9 SDGs との関連性 ..... 3

### 第2章 須坂市の環境の現状と課題

- 1 須坂市のすがた ..... 4
- 2 須坂市の環境 ..... 4

### 第3章 めざす環境の姿と目標

- 1 須坂市がめざす環境の姿 ..... 7
- 2 基本目標 ..... 7
- 3 施策体系 ..... 8

### 第4章 具体的な取り組み

- 1 地球温暖化の防止 ..... 9
- 2 生物多様性の保全 ..... 12
- 3 ごみの削減・資源の循環 ..... 13
- 4 安全・安心・快適なまち ..... 14
- 5 環境を学び・行動 ..... 16

### 第5章 各主体の役割と行動

- 1 地球温暖化の防止 ..... 17
- 2 生物多様性の保全 ..... 17
- 3 ごみの削減・資源の循環 ..... 18
- 4 安全・安心・快適なまち ..... 19
- 5 環境を学び・行動 ..... 19

### 第6章 重点プロジェクト

- 1 重点プロジェクトの位置づけ ..... 20
- 2 重点プロジェクトの詳細 ..... 20

### 第7章 管理と運用

- 1 管理体制 ..... 20
- 2 運用体制 ..... 22

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 環境に関する動向

私たちの生活は環境への負荷が大きく、地球温暖化のほか、水や大気など自然環境にも大きな影響を及ぼしています。地球温暖化に関しては、国際的な合意であるパリ協定<sup>注1</sup>（2015年）以降、日本においても抑制への取り組みが強化されてきました。

2016年には、2030年度までに温室効果ガス排出量を26%削減（2013年度比）する目標を掲げた「地球温暖化対策計画<sup>注2</sup>」が閣議決定され、2020年には、2050年度までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする宣言がされたほか、2021年には温室効果ガス排出量削減目標を46%（2013年度比）とするなど、取り組みが進んでいます。

環境分野全体では、「第六次環境基本計画<sup>注3</sup>（2024年閣議決定）」において、環境分野とともに経済・社会の向上も目指すため、地域循環共生圏<sup>注4</sup>などの概念も示されています。

長野県においては、2019年に「気候非常事態宣言 -2050ゼロカーボンへの決意-」が表明され、2050年度に二酸化炭素排出量を実質ゼロにするための「長野県気候危機突破方針」を策定し、2021年には2030年までの重点方針を定めた「長野県ゼロカーボン戦略」を策定しました。

また、2022年2月には「長野地域連携中枢都市圏（須坂市を含む9市町村）」において、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボン宣言」を発出し、各自治体の特色を活かしつつ脱炭素事業を共同で創出・実施する等、圏域のスケールメリットを活かして脱炭素化を図るとしています。

## 2. 環境基本計画とは

須坂市環境基本計画は、須坂市の環境をより良くするため、市民・事業者・行政がそれぞれ何に取り組むべきか、基本的な方向性を示し明示したものです。環境問題の解決のためには、それぞれが役割を担い連携して取り組む必要があります。

本市では2000年に最初の環境基本計画を策定し、2011年に第二次計画を策定、2021年に第三次計画を策定しましたが、2025年、第三次計画策定から5年が経過することから、施策を精査し、目標値等の見直しを踏まえて計画を更新することとしました。

## 3. 計画の目的

須坂市環境基本計画で設定した「めざすべき環境像」を実現するため、市民・事業者・行政のすべての人々が連携し、それぞれの立場で取り組みを行い、共に創りあげることで、自然と人が共存・共栄し、市民が健康で豊かな生活ができる社会の実現をめざすとともに、良好な環境を次世代に引き継ぐことを目的としています。

注1. 2016年に発効された温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。全ての国が参加する公平な合意であり、世界共通の目標として、気温上昇を産業革命以前より2℃より低く、また1.5℃に抑える努力をすることとしている。

注2. 2016年に閣議決定された、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画。

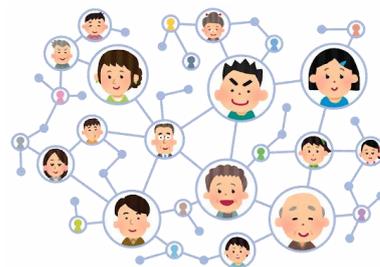
注3. 環境基本計画は、国全体の環境の保全に関する施策の大綱等を定めたもの。

注4. 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方。

## 4. 計画の役割

本計画は、前項の目的を達成するため、次の役割を持っています。

- ① めざすべき環境像についての共通認識をもつ
- ② 関係するすべての人が参加する
- ③ 住みよいまちづくりを環境面から実現する



## 5. 計画の主体

本計画において取り組みを行う主体は、本市に関係する市民・事業者・行政すべての人です。

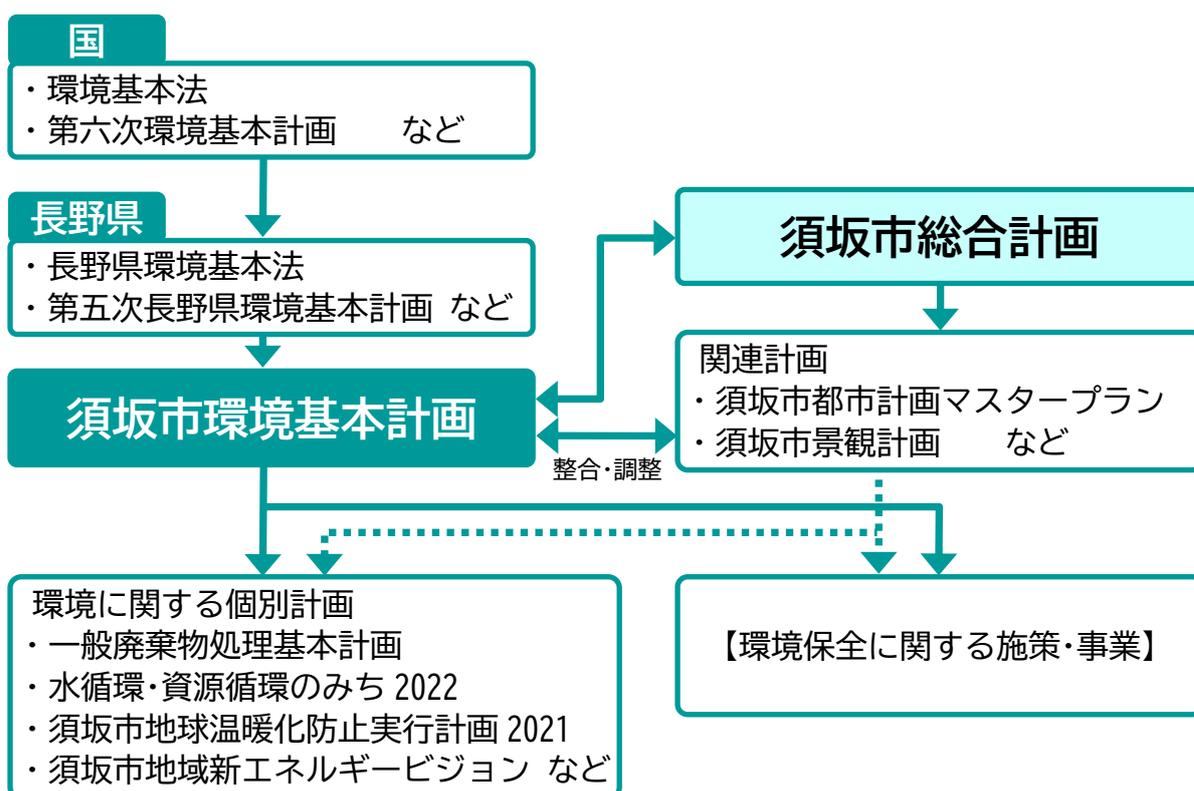
持続可能な社会を築くためには、それぞれの立場で環境に対する責任を自覚し、取り組みを行うとともに連携や共創することが重要です。

## 6. 計画の位置づけ

本計画は、「須坂市総合計画」に示された基本理念や将来像を、環境面から実現していく計画として位置づけられます。

環境面では行政で最も基本となる計画であり、市が策定する全ての個別計画や施策・事業は、環境保全の観点からこの計画と整合を図ります。

また、国や県の環境基本計画との関連性にも配慮するとともに、須坂市がこれらの機関と連携を取りつつ進めていく施策や事業の方針についても示しています。



## 7. 計画の期間・目標年度

本計画の期間は、2021年度から2030年度までの10年間です。

また、新たに発生する様々な環境の課題にも対応することが必要です。

## 8. 対象とした環境の項目

環境に関係する項目は多様ですが、本計画では具体的に下記の項目を対象とします。

区分	大項目	小項目
地球温暖化防止	二酸化炭素排出削減	省エネルギー、再生可能エネルギー <sup>注5</sup>
社会環境	産業	工業、農業、林業、観光業
	交通	自動車、公共交通
	公園・緑化	公園・緑地、緑化
	景観・歴史・町並み	景観、史跡・文化財、歴史・町並み
自然環境	気象	気温・降水量
	動植物	市全体の生きもの、希少な生きもの、外来生物
生活環境	水質	河川・地下水の水質
	大気質	大気汚染
	廃棄物	一般廃棄物、産業廃棄物 <sup>注6</sup> 、不法投棄
	公害	騒音、振動、悪臭、その他公害
	上下水道	上水道、下水道
環境学習と地域での取り組み	環境学習	生涯学習、学校教育
	各主体の取り組み	市民・事業者・行政における取り組み

## 9. <sup>エス ディー ジーズ</sup>SDGs との関連性

SDGsは、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)の略で、2015年の国連サミットで採択されました。2030年までに持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されます。

環境・経済・社会の幅広い分野の目標がありますが、環境に関するターゲットが多く掲げられています。本計画の推進によりSDGsの実現に寄与します。



注5. 化石エネルギーのような有限資源と違い、風力や太陽熱など再利用できるエネルギー全般を表わす。一方で自然エネルギーは、自然現象から得られるエネルギーで、再生可能エネルギーの一部と捉えられる。例として太陽光や風力などは再生可能エネルギーかつ自然エネルギーだが、バイオマスエネルギーや廃棄物エネルギーなどは再生可能エネルギーだが、自然エネルギーではない。

注6. 「産廃物処理法」により定義される産業廃棄物は、建設業、製造業等の事業活動により生じた廃棄物を指す。これ以外の廃棄物を一般廃棄物といい、家庭や事業所等から排出される廃棄物のことを意味する。

## 第2章 須坂市の環境の現状と課題

### 1. 須坂市のすがた

#### (1) 地勢

須坂市は長野県の北東部に位置し、市の西部は長野市と隣接しています。

東部から南部には、群馬県と接する山地が連なり、急峻な山地から流れる河川が北西方向に扇状地を形成しています。

#### (2) 気象

典型的な内陸性気候で、湿度が低く、気温の日較差・年較差が大きい特徴があります。

近年の最高気温は36℃前後、最低気温は-10℃前後で、年間降水量は750～1,000mm程度であり全国的には降水量の少ない地域です。

2019年には台風により被災し、千曲川の越水による浸水や土砂崩落など大きな被害がありました。



令和元年東日本台風被害

#### (3) 人口等

2025年4月現在、人口は48,980人、世帯数は20,825世帯で、人口は2000年以降減少傾向ですが、世帯数は統計開始以降増加しています。

老年人口は32.9%で増加傾向ですが、年少人口は減少傾向で少子高齢化が進んでいます。

### 2. 須坂市の環境

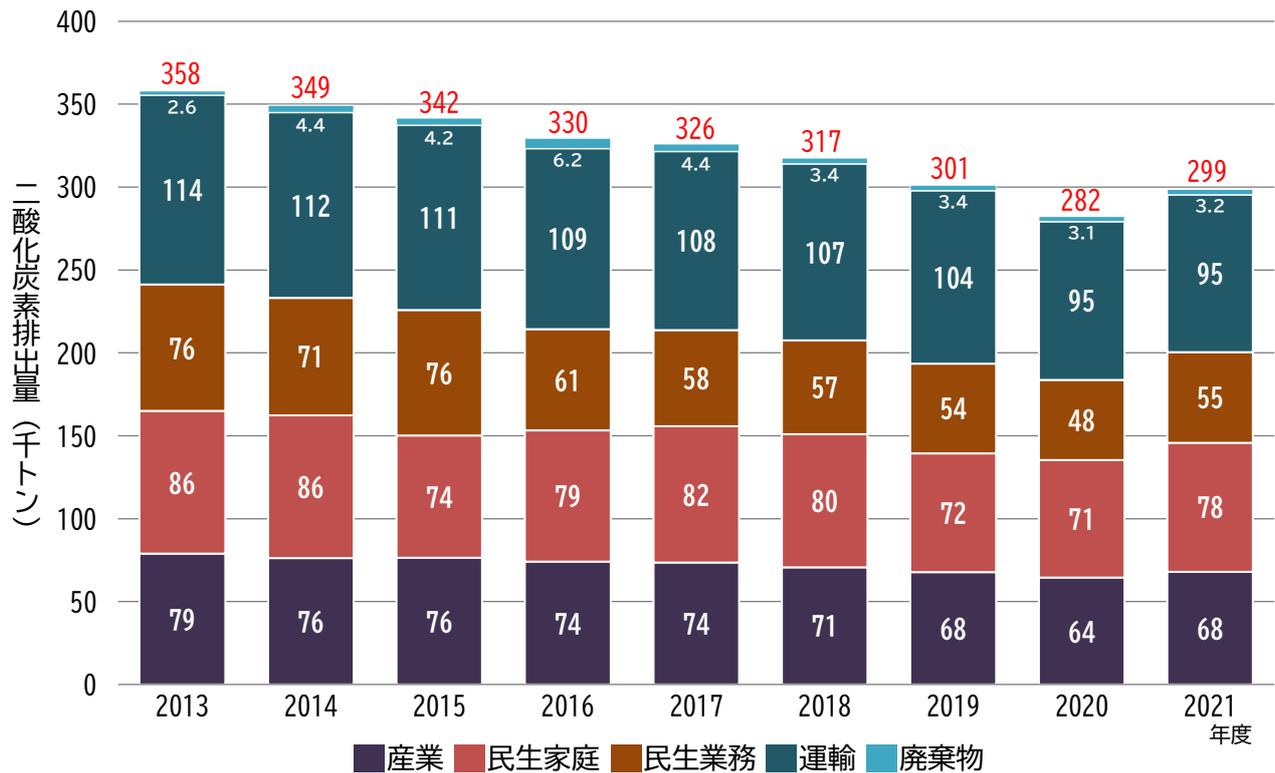
#### (1) 地球温暖化とその対策

須坂市全体から299千トン(2021年度)の温室効果ガス<sup>注1</sup>(CO<sub>2</sub>)が排出されており、長野県全体の約2.2%を占めています。

須坂市の温室効果ガス排出量の特徴として、工場などの産業部門が少なく、自動車などの運輸部門が多いことが挙げられますが、須坂長野東インターチェンジ周辺開発による変化に注意が必要です。

また、市内では地球温暖化対策として、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入が進んでいます。

注1. 大気中に含まれる、二酸化炭素のような地球の保温をする効果を持つ気体。

図 須坂市全体の温室効果ガス排出量の推移<sup>注2</sup>

## (2) 社会環境

本市は、須坂長野東インターチェンジ周辺の開発が急速に進んでおり、以前は田畑だった場所に大型商業施設や物流・製造業の施設が立地しています。

7割以上を果樹園地が占める耕地の面積や農家人口は減少傾向にあり、耕作放棄地<sup>注3</sup>の増加が問題となっています。

林業では、カラマツやスギを中心とした人工林が主ですが、森林の高齢化が進み、早期の積極的な間伐が必要となっています。

また、桜や松の名所である臥竜公園に代表される都市公園や、豪壮な土蔵造りなど多様な建造物からなる蔵の町並み（2024年 重要伝統的建造物群保存地区に選定）は、須坂市を特徴づけ観光資源にもなっています。

山地は、多くが上信越高原国立公園に指定され、五味池破風高原自然園、米子瀑布群（国指定名勝）、峰の原高原などの優れた自然景観を有しています。

## (3) 自然環境

本市には、希少な生きものとして、高山植物（ツキヌキソウなど）や高山蝶（ベニヒカゲなど）、水生植物（スギナモなど）が生息しています。

一方で、特定外来生物(外来種)として「アレチウリ」や「オオキンケイギク」などの拡大が見られるほか、2024年には「セアカゴケグモ」が発見され駆除されました。(1個体)

注2. 民生業務部門はサービス業や公共施設などの事業所、民生家庭部門は各家庭から排出される温室効果ガスを示す。

注3. 以前耕地であったもので、過去1年以上作付けせず、数年の間に再び耕作する意向のない土地。

## (4) 生活環境

本市では八木沢川、鮎川、百々川等において定期的な水質調査を行っています。水質汚濁の指標であるBOD<sup>注4</sup>は全地点で環境基準をクリアしていますが、八木沢川、鮎川では大腸菌数が環境基準を超えることがあります。

騒音・振動・悪臭等の公害苦情件数は横ばいですが、産業団地の拡大に伴い注視する必要があります。

また、近年では空地や空き家、耕作放棄地等の増加に伴い、繁茂した草木などへの対応に苦慮している案件が増加しています。

本市の一般廃棄物（可燃・不燃ごみ）の排出量は 10,489トン（2024年度）であり、近年削減が進んでいません。また、資源回収量は減少傾向にあります。

ごみの不法投棄は、主に河川沿いや山間部の道路沿いなど市内の各所で発生しています。そのため、不法投棄防止パトロールの実施や監視カメラの設置等を進めています。

地下水の利用については、「須坂市地下水保全・利活用計画（2022年度）」を策定し、定期的に市内の湧水や井戸の水位測定を行い、保全のための監視を継続しています。

騒音・振動・悪臭等の公害苦情件数

種別	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
騒音	7	5	3	1
悪臭	4	5	4	3
振動	0	0	0	0



不法投棄の事例

## (5) 環境学習と各主体の取り組み

公民館や博物館講座で環境をテーマにした学習が行われています。

近年では、市民との共創によるエコ探検隊や水生生物観察会が開催され、環境について学ぶことで、その大切さを理解し、環境に配慮した行動をとるきっかけとなっています。



水生生物観察会「せせらぎサイエンス」

注4. 生物化学的酸素要求量（BOD = Biochemical Oxygen Demand）は、河川における有機物による水質汚濁の指標で水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量に着目したもの。

## 第3章 めざす環境の姿と目標

### 1. 須坂市がめざす環境の姿

本市が有する優れた自然景観や豊かな環境を守り、次世代に継承していくためには、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築いていく必要があります。

このため、本市に関係するすべての人が、環境に対して関心を持ち、自らの活動と環境との関わりについて考え、環境に配慮した行動をとることが必要です。

そこで、第三次須坂市環境基本計画により本市がめざす環境像を以下のとおり定めます。

**豊かな森・里・川を誇りに、しあわせ感じる環境都市 須坂へ**  
 ～環境資産を共創により、磨き、高め、次世代に継承する～

### 2. 基本目標

めざすべき環境像を実現するために、以下の5つの基本目標を設定します。

#### 1. 地球温暖化の防止

地球全体の喫緊の課題である地球温暖化防止のため、須坂市全体の温室効果ガス排出量削減目標を明確化し、取り組みを進めます。

#### 2. 生物多様性の保全

「生きものが持つ個性とつながり」である生物多様性を保全していくため、生きものの状況を把握し、取り組みを進めます。

#### 3. ごみの削減・資源の循環

大量消費・大量廃棄型の社会を見直して、限りある資源を大切に使い、ごみ処理の負担を減らしていくための取り組みを進めます。

#### 4. 安全・安心・快適なまち

より暮らしやすい須坂市をめざして、私たちを取りまく身近な環境をより良くする取り組みを進めます。

#### 5. 環境を学び・行動

須坂市で暮らし、働き、訪れるすべての人々が、それぞれの立場で、学び、力を合わせて、取り組むための仕組みづくりと機会の提供等を進めます。



### 3. 施策体系

#### 地球温暖化の防止



- ① 地球温暖化防止活動の実施 (P9)
- ② 省エネルギーの推進 (P10)
- ③ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの推進 (P10)
- ④ 運輸部門の温室効果ガスの削減 (P10)

#### 生物多様性の保全



- ① 環境に配慮した農林業の推進 (P12)
- ② 希少な生きものの保全 (P12)
- ③ 特定外来生物 (外来種) 対策の推進 (P13)

#### ごみの削減・ 資源の循環



- ① ごみの減量化・資源化の推進 (P13)
- ② 不法投棄の根絶 (P14)

#### 安全・安心・ 快適なまち



- ① 大気・水循環の保全 (P14)
- ② 生活環境の保全 (P15)
- ③ 良好な景観形成の推進 (P15)

#### 環境を学び・行動



- ① 地域における環境学習の推進と協力 (P16)
- ② 学校教育における環境学習の推進と協力 (P16)



## 第4章 具体的な取り組み

### 1. 地球温暖化の防止

#### 須坂市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）



#### （1）本市の現状と課題

地球温暖化が原因と考えられる気候変動が世界的に進んでおり、日本においても、強い熱帯低気圧、異常高温、ゲリラ豪雨の頻発などが顕著で、温暖化の防止は喫緊の課題です。

近年、従来の温室効果ガスの発生を抑制する「緩和策」に加え、既に起こりつつある影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整する「適応策<sup>注1</sup>」も重要になっています。

さらに「地域循環共生圏<sup>注2</sup>」の考え方が国から提示され、その実現の手法として環境に加え、地域の経済・社会も発展させる再生可能エネルギーの導入が注目されています。

ここでの施策は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画である須坂市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)<sup>注3</sup>として位置づけます。

本市は産業団地の開発など、一層の産業活性化が期待されますが、流通の拡大などによる温室効果ガス排出量の増加も懸念されます。

目標値の達成には困難が予想されますが、官民それぞれの創意工夫により地球温暖化に対応していく必要があります。



市内からの眺望

#### （2）施策の内容

##### ① 地球温暖化防止活動の実施

施策項目	具体的内容
I. 市全体の温室効果ガス排出量の継続的なモニタリング、効果検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>市全体の温室効果ガス排出量の継続的なモニタリング、効果検証</li> <li>市役所のエネルギー使用量（各部署の電気、燃料等）の把握</li> </ul>
II. 気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携し、市として行うべき適応策の検討及び体系化</li> <li>市民への熱中症予防の普及啓発</li> <li>須坂市洪水・土砂災害ハザードマップ<sup>注4</sup>の公表による災害危険箇所などの周知</li> <li>地球温暖化に適応できる農林水産物対策の推進</li> </ul>

注1. 気候変動は起こるものとして、その変化に対応する施策のこと。

注2. 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方。

注3. 市域全体で温室効果ガス排出量の削減をめざすべく定められた計画。

注4. ある災害が発生した時に、危険と思われる箇所や災害時の避難場所などを地図にまとめたもの。

## ② 省エネルギーの推進

施策項目	具体的内容
I. 「デコ活」の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所、家庭、事業所でのデコ活の実施、デコ活への賛同</li> <li>・ホームページ等に関係記事を掲載し、普及啓発</li> <li>・イベント等でのPR</li> </ul>
II. 防犯灯のLED化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区等が管理する防犯灯のLED灯への更新事業に対する助成</li> </ul>

### 「デコ活」とは

2050年カーボンニュートラル 及び 2030年度温室効果ガス削減目標の実現 に向けて、国が展開する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。

活動例：住宅の断熱化、太陽光発電の導入、ごみの削減・分別、クールビズ・ウォームビズ、適量購入、テレワーク実践、電動車導入、LEDや省エネ家電等 エコグッズの選択、環境負荷の小さい移動手段の選択 等



## ③ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの推進

施策項目	具体的内容
I. 家庭での新エネルギー活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電・太陽熱利用・蓄電 の各システム導入に対する補助と自然エネルギーの導入普及啓発</li> </ul>
II. ペレットストーブの導入支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペレットストーブ設備の導入に対する補助</li> </ul>
III. 小水力発電の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小水力発電等の再生可能エネルギー事業を計画する事業者への支援</li> </ul>
IV. 避難所への再生可能エネルギー導入による防災・減災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設や避難拠点等への防災・減災力の強化にもつながる再エネ設備(太陽光発電・蓄電池等)の導入</li> </ul>

## ④ 運輸部門の温室効果ガスの削減

施策項目	具体的内容
I. 次世代自動車 <sup>注5</sup> の公用車導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイブリッド車等を公用車に導入</li> </ul>
II. すざか市民バスの利用者の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進に関するキャンペーンの実施</li> <li>・広報須坂やホームページ等での啓発</li> </ul>
III. エコドライブの普及啓発、浸透	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報須坂や広報チラシの配布</li> </ul>

注5. 地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>の排出が少ない(あるいは全く排出しない、燃費性能が優れている)ハイブリッド車、電気自動車(EV)等の環境にやさしい自動車。

### (3) 目標値

指標	現状値	目標値 (2030 年度)
市全体の温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )排出量	358千トン(2013年度値 <sup>注6</sup> )	192千トン(46%削減)
市内の再生可能エネルギーの 事業計画認定規模 (累計)	15,549kW (2020年値)	27,000kW
市全体の運輸部門の温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )排出量	114千トン(2013年度値 <sup>注6</sup> )	74千トン(35%削減)

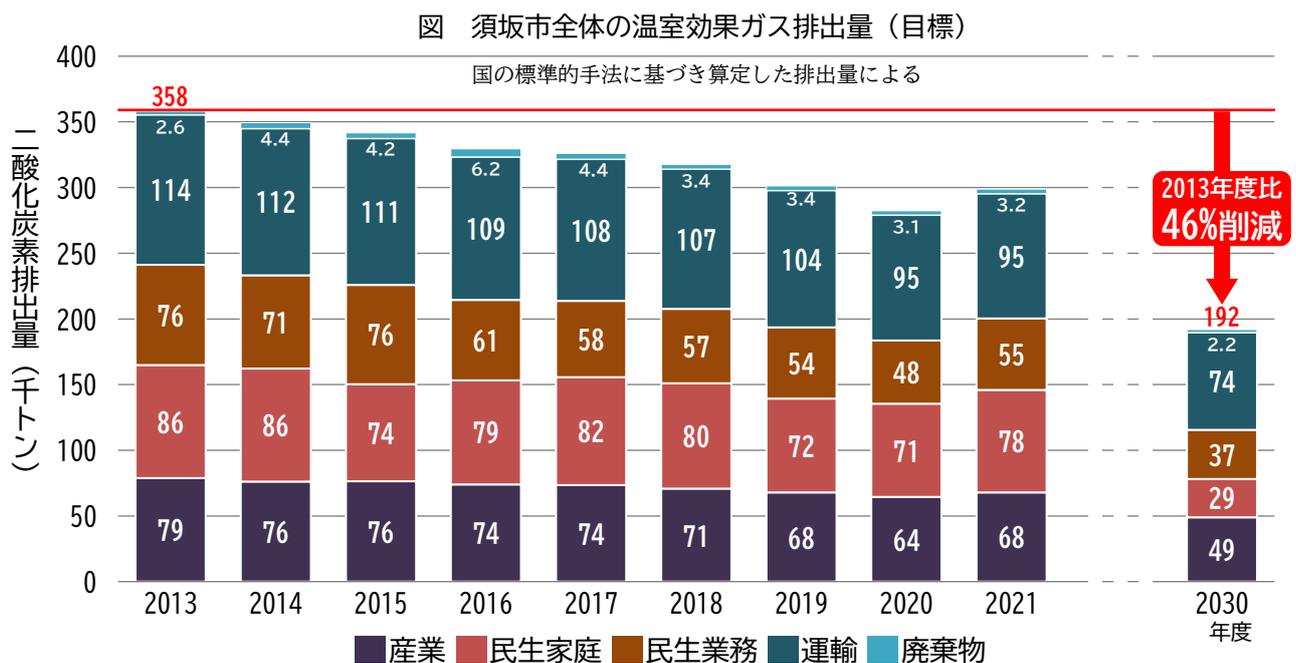
### 須坂市地球温暖化防止実行計画 (区域施策編) の削減目標

地球温暖化への対応は国際社会全体の課題であり、本市においても市民・事業者・行政が一体となって積極的に取り組み、温室効果ガス排出量を削減することが求められています。

市全体で地球温暖化対策に取り組むため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画である「須坂市地球温暖化防止実行計画」を具体的な取り組みとして「1. 地球温暖化の防止」に位置づけ、以下の削減目標の達成に向け取り組みを実践していきます。

本市のめざす温室効果ガス排出量の削減目標は、国の地球温暖化対策計画を参照し、各部門で同等程度の削減割合<sup>注7</sup>となるよう決めました。また、対象とする温室効果ガスは本市の排出実態等を考慮し、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)のみとします。

**削減目標** 市全体における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量について  
基準年度(2013年度:358千トン)から、2030年度までに**46%削減\***をめざします。  
また、長期目標として2050年度までに差し引きゼロをめざします。\*国の削減目標と同様



注6. 国の削減目標を受け、現状値を2013年度値としました。

注7. 国と整合を図るため、2013年度の排出量実績値に国の削減目標を掛けることで須坂市の削減目標を設定しました。

## 2. 生物多様性の保全



### (1) 本市の現状と課題

豊かな自然環境を支える多様な生きものは、現在、多くの種が絶滅の危機にあります。

様々な生きものは、地球の生態系でそれぞれが重要な役割を担っており、そのバランスが崩れると様々な影響が現れますが、その最大の原因は人類の営みです。

本市にも希少な生きものが生息しており、多様な生態系を保全し自然環境を向上していくことは、人類が生存していくために非常に重要です。

また、近年、全国的に人間社会と野生生物の関係が大きく変化し、大型野生生物による人的被害も頻繁に発生しています。

本市では中山間地などで農作物の鳥獣被害が発生していますが、本計画では、これらの問題を含めて生物多様性の保全と自然環境の向上に取り組みます。

### (2) 施策の内容

#### ① 環境に配慮した農林業の推進

施策項目	具体的内容
I. 保育園・学校給食への地産地消の拡大	・給食等における地元(県内)産農産物の利用拡大
II. 遊休農地の解消	・遊休農地の解消に対する事業費の助成
III. 鳥獣被害防止対策事業の推進	・イノシシ、猿や鹿の捕獲・電気柵の設置
IV. 間伐対策事業の推進	・間伐事業の支援
V. 松くい虫防除対策事業の推進	・地上薬剤散布と被害木の伐倒駆除を組み合わせた防除の実施

#### ② 希少な生きものの保全

施策項目	具体的内容
I. 開発計画を踏まえた、希少生物を含めた生物多様性の保全	・都市開発等の際は、開発計画を踏まえ、希少生物を含めた生物多様性に留意、対策の実施
II. 希少生物保全パトロールの実施	・職員による希少生物等の保全パトロールの実施
III. 高山蝶保護パトロールの実施	・パトロール員を委嘱し、保護パトロールを実施
IV. 高山蝶の自然観察会の開催	・高山蝶の自然観察会の開催 ・自然観察会開催の広報強化

### ③ 特定外来生物（外来種）対策の推進

施策項目	具体的内容
I. 特定外来生物の駆除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定外来生物<sup>注8</sup>の駆除に関する広報・啓発活動の推進</li> <li>・ 特定外来生物(植物)の駆除の効果的な手法の検討</li> </ul>

### (3) 目標値

指標	現状値	目標値(2030年度)
ニホンジカの駆除頭数(年間)	38頭(2019年度値)	200頭
希少生物の保全パトロール回数(年間)	4回(2019年度値)	8回

## 3. ごみの削減・資源の循環



### (1) 本市の現状と課題

私たちの生活は、多くのものを消費することで成り立っていますが、膨大なごみも出しています。

本市では年間 10,489トン(2024年度)の一般廃棄物(可燃・不燃ごみ)が排出されており、市ではこれらのごみを収集し、再生できるものは再生し、再生が難しいものは処理し、最終的には埋め立て処分していますが、これらの処理には多額の費用がかかっています。

ごみの資源化を推進し、一層のごみの減量をめざすととともに、限りある資源を有効に使うための取り組みが必要です。この項目では、あわせて不法投棄対策も取り上げます。

### (2) 施策の内容

#### ① ごみの減量化・資源化の推進

施策項目	具体的内容
I. ごみ排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭や企業のごみ減量に関する啓発</li> <li>・ ごみ指定袋有料制度の継続実施</li> <li>・ 生ごみ堆肥化施策の推進</li> <li>・ 食品ロス削減の推進(3010運動、フードロスの削減等)</li> <li>・ マイバッグ持参促進によるレジ袋削減の推進</li> </ul>
II. ごみ分別の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの資源化に関する普及啓発</li> <li>・ ごみ分別に係る情報提供</li> <li>・ ごみ内容物調査の実施と結果公表による啓発</li> <li>・ 資源物の集団回収の促進</li> <li>・ エコサポートすぎか等の資源物拠点回収の継続実施</li> <li>・ ペットボトルの水平リサイクル(ボトル to ボトル)</li> </ul>

注8. 既存の生物を補食したり、生態系に害を及ぼす可能性をもつ外来生物。外来生物法で指定されている。

### ごみの資源化の5ツール

- |                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| リフューズ (Refuse) ”断る”   | ▶ ごみになるものを断ること。           |
| リデュース (Reduce) ”発生抑制” | ▶ ごみを発生させないこと。            |
| リユース (Reuse) ”再使用”    | ▶ ものを繰り返しつかうこと。           |
| リペア (Repair) ”修理”     | ▶ ものを修理して使うこと。            |
| アップサイクル (Up-cycle)    | ▶ 使わなくなったものをより良いものに変換すること |



## ② 不法投棄の根絶

施策項目	具体的内容
I. 不法投棄に関する広報活動の実施	・不法投棄防止チラシ、広報須坂、SNS等による広報の実施
II. 不法投棄防止看板を作成・配布・設置	・不法投棄防止看板を作成し、希望者に配布、設置することにより不法投棄件数を削減

### (3) 目標値

指標	現状値	目標値 (2030 年度)
1人1日当たりのごみの排出量	711 グラム (2024 年度値)	722 グラム
不法投棄件数 (年間)	46 件 (2024 年度値)	30 件

## 4. 安全・安心・快適なまち



### (1) 本市の現状と課題

本計画で扱う環境の分野は非常に幅広く、水、大気、騒音・振動等の公害、公園・緑化といったまちの基盤から、景観・歴史・文化的なものまで、様々な項目が含まれます。

地下水に関しては、保全に加えて持続可能な利活用を主旨とした新条例を施行し (2022年7月)、資源を保全しつつ、有効活用による産業活性化も目指しています。

ここでは、私たちのまわりを取り巻く様々な生活環境について、「安全・安心・快適」の視点からの取り組みを推進します。

### (2) 施策の内容

#### ① 大気・水環境の保全

施策項目	具体的内容
I. 主要河川の水質調査の継続実施	・主要河川の水質調査の継続実施 (7河川 12 地点)
II. 下水道水洗化率の向上	・下水道水洗化率の向上に向けた普及啓発

Ⅲ. 大気環境の把握と監視、公表、指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県と連携し、空間放射線量<sup>注9</sup>や光化学オキシダント<sup>注10</sup>、微小粒子状物質(PM2.5)<sup>注11</sup>の公表、住民への被害を抑え安全確保に努める</li> </ul>
Ⅳ. 水資源の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態調査の結果に基づく地下水の更なる活用</li> <li>・持続可能な地下水の保全と活用の推進</li> </ul>

## ② 生活環境の保全

施策項目	具体的内容
Ⅰ. 騒音・振動・悪臭等の改善指導、改善要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動・悪臭等の原因者や施設管理者に対する改善指導、並びに改善要望の実施</li> <li>・悪臭防止法に基づく的確な対応及び県と連携した改善指導・監視の実施</li> </ul>

## ③ 良好な景観形成の推進

施策項目	具体的内容
Ⅰ. 公園管理事業の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区と連携した公園管理の実施</li> <li>・市内の公園遊具の点検、修繕、計画的な遊具の更新</li> </ul>
Ⅱ. 街路樹の整枝剪定等管理、支障木伐採の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹の整枝剪定、支障木の伐採を行い、道路の管理と保全を実施</li> </ul>
Ⅲ. 花と緑のまちづくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民と協働した、市民参加による花壇・フラワーロードの整備</li> <li>・オープンガーデン等、人づくりによる快適な生活環境と訪れる人に魅力あるまちづくりの推進</li> </ul>
Ⅳ. 文化財公開・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の文化的遺産等の記録・保存、市ホームページでの公開及び活用の推進</li> <li>・文化財・まちのお宝(魅力)まるごと電子ブックの拡充</li> </ul>
Ⅴ. 須坂市歴史的建造物登録制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建物の価値について認識を高め、市民の財産として後世に継承できるように歴史的建造物の登録を推進</li> </ul>

## (3) 目標値

指標	現状値	目標値 (2030年度)
主要河川のBOD値 (7河川12地点)	1.0mg/L 以下 <sup>注12</sup>	2.0mg/L 以下 <sup>注13</sup>
騒音、振動、悪臭等の苦情件数 (年間)	61件 (2019年度値)	40件

注9. 1時間あたりの放射線量。

注10. 大気中の汚染物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽光線により光化学反応を起こして発生する酸化性物質の総称。

注11. 大気中に浮遊する、直径が概ね2.5μm以下の超微小粒子。空気中に長く留まり、吸い込むと気管支や肺の奥深くまで入り込むため、健康被害をもたらす可能性がある。

注12. 第二次須坂市環境基本計画目標値。

注13. BOD値2.0mg/L以下は、須坂市地域の千曲川が該当するA類型河川を採用した環境基準値となっている。

## 5. 環境を学び・行動



### (1) 本市の現状と課題

環境をより良く未来へ引き継ぐためには、市民一人ひとりが現状と課題を知り、学び・行動することが必要です。本市では環境イベントのほか、学校教育や生涯学習等を通じて市民の学習機会を提供します。

### (2) 施策の内容

#### ① 地域における環境学習の推進と協力

施策項目	具体的内容
I. 自然観察会の実施	・年間を通じ、「臥竜山たんけん」を開催、市民が地元の自然に触れる機会の促進
II. 市民向け環境講座の実施	・「出前講座」の実施、市民のエコ意識の啓発
III. 環境衛生推進協議会への支援	・地域における取り組みの継続、会議の開催及び研修視察等による環境衛生の推進支援
IV. 市内一斉清掃等の実施	・初夏及び秋の各区単位での市民一斉清掃の実施

#### ② 学校教育における環境学習の推進と協力

施策項目	具体的内容
I. 農業による自然体験活動、地域の大人との交流を通じた子どもたちの健全育成	・子どもたちが行う伝統野菜の栽培や収穫体験の支援



収穫体験



農業体験

## 第5章 各主体の役割と行動

### 1. 地球温暖化の防止

#### 市民

- ・地球温暖化の現状や自分たちができること、事業者や行政の取り組みについて知ります。
- ・洪水・土砂災害ハザードマップを知り、災害に備えます。
- ・家庭の省エネルギーを推進します。
- ・再生可能エネルギーの導入を進めます。
- ・通勤・通学、外出にはできるだけ公共交通機関や自転車を活用します。
- ・エコドライブに取り組みます。
- ・自動車の買い換え時は次世代自動車等を検討します。
- ・低炭素燃料の利用を検討します。(天然ガス・バイオディーゼル・水素等)



#### 事業者

- ・事業者が取り組んでいる地球温暖化防止のための取り組みの周知を図ります。
- ・洪水・土砂災害ハザードマップを知り、災害に備えます。
- ・事業所の省エネルギーを推進します。
- ・再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ・通勤や移動にはできるだけ公共交通機関や自転車を推奨します。
- ・エコドライブに取り組みます。
- ・自動車の買い換え時は次世代自動車等を検討します。
- ・低炭素燃料の利用を検討します。(天然ガス・バイオディーゼル・水素等)



#### 行政

- ・地球温暖化の現状を広く周知し、温暖化に対する取り組みなどを検討します。
- ・地球温暖化防止に取り組む団体との共創や支援を行い、市民運動として展開します。
- ・地球温暖化適応策を推進研究します。
- ・市内での省エネルギーを推進します。
- ・防犯灯のLED化を進めます。
- ・指定避難所を始め、公共施設への再生可能エネルギー導入を推進します。
- ・市民、事業者の再生可能エネルギー導入を支援します。
- ・公共交通機関の利用を推進します。
- ・エコドライブの普及啓発に努めます。
- ・次世代自動車普及のための促進策を検討します。



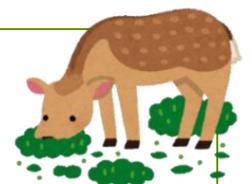
### 2. 生物多様性の保全

#### 市民

- ・地元産農産物への関心を高め、積極的に利用します。
- ・農地（特に耕作放棄地）に関する情報を行政へ提供します。
- ・地域の鳥獣害の実態に関心をもち鳥獣害対策活動に参加します。
- ・地元産の木材（間伐材を含む）や林産物（パレット等）を積極的に利用します。
- ・市内の生物調査に参加します。
- ・市内の生きもの、希少な生きものについて知ります。
- ・特定外来生物の駆除活動に参加します。
- ・自然環境に影響を及ぼす外来生物を入れない・捨てない・拡げないようにします。

#### 事業者

- ・小売店、スーパー等の地元産農産物販売コーナーを充実させます。
- ・農地（特に耕作放棄地）の情報を行政に提供します。
- ・地域の鳥獣害対策活動に参加します。
- ・地元産の木材や林産物、間伐材を利用した事業展開を図ります。
- ・市内の生きもの、希少な生きものについて知ります。
- ・特定外来生物の駆除活動に参加します。
- ・自然環境に影響を及ぼす外来生物を入れない・捨てない・拡げないようにします。



行政

- ・地元産農産物や地産地消のPRを積極的に行います。
- ・保育園・学校給食等への地元産農産物の利用拡大を図ります。
- ・耕作放棄地の解消の支援を行います。
- ・地域と連携した持続可能で効果的な鳥獣害対策の取り組みを進めるとともに、その体制整備を支援します。
- ・国・県の施策動向に応じて、「須坂市森林整備計画」を見直し、確実に推進します。
- ・間伐事業の推進と間伐材の活用の促進を図ります。
- ・松くい虫などの防除対策を推進します。
- ・希少な生きものの保全対策を行うとともに、情報を集め、広報等で普及啓発します。
- ・県自然保護レンジャー、自然観察インストラクター、希少野生動植物保護監視員等と連携、協力します。
- ・特定外来生物の状況と侵入防止についての普及啓発を行います。
- ・駆除活動の継続及び市民や事業者が参加できる事業を企画します。
- ・関係機関と連携し、効率的・効果的な駆除方法を研究します。
- ・新たな外来生物の侵入を防ぐ対策を講じます。



### 3. ごみの削減・資源の循環

市民

- ・ごみの資源化※について知り、実践します。
- ・ごみの分別を徹底し、決められた出し方を守ります。
- ・購入した食材を使い切り、食べ残しをしないようにします。
- ・生ごみの水切りを徹底します。
- ・電動生ごみ処理機、コンポスト、段ボールによる堆肥化等により、生ごみの堆肥化に取り組みます。
- ・不法投棄をさせない、許さない環境づくりに協力します。
- ・不法投棄に関する取り組みに関心を持ち、活動に協力します。
- ・自治会等による資源物の集団回収に取り組みます。



事業者

- ・ごみの資源化※を実践します。
- ・生ごみが出ないよう調理方法を工夫し、販売量に見合った数量の発注等、廃棄食材の減量に取り組みます。
- ・産業廃棄物、一般廃棄物の品目及びその処分方法について知ります。
- ・ごみの分別を徹底します。
- ・産業廃棄物について、適切な処理を行います。
- ・不法投棄をさせない、許さない環境づくりに協力します。



行政

- ・ごみの資源化※の普及啓発を行います。
- ・自治会等と協力してごみの分別を徹底します。
- ・生ごみの発生抑制の広報等に取り組みます。
- ・生ごみ処理機の普及を促進します。
- ・ごみ分別の徹底について事業所への普及啓発を行います。
- ・産業廃棄物処理の現状を把握し、必要に応じて関係機関とともに適切な指導を行います。
- ・各自治会等の協力により不法投棄防止パトロールを強化し、不法投棄をさせない・許さない環境づくりに努めます。
- ・市民ボランティアと共に不法投棄を防止します。
- ・自治会等による資源物の集団回収に取り組みます。

※ごみの資源化 リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル、アップサイクル等

## 4. 安全・安心・快適なまち

### 市民

- ・地下水の保全に努め、地下水を汚さないようにします。
- ・河川にごみや油等を流さないようにします。
- ・公共下水道等に接続します。
- ・単独浄化槽を使用している場合は、合併浄化槽に切り替えます。
- ・他人が不快に感じる騒音・振動・悪臭を発生させないよう心がけます。
- ・地域の公園や街路樹に関心を持ちます。
- ・家の周りの緑化に努め、建物と合わせ適切な管理をします。
- ・地域の景観や文化財、地域の歴史に関心を持ち大切にします。
- ・歴史的な町並み維持保存活動を進めます。

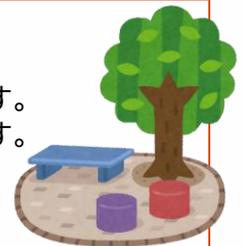


### 事業者

- ・地下水の保全に努め、地下水を汚さないようにします。
- ・適切な排水処理をします。
- ・公共下水道等に接続します。
- ・単独浄化槽を使用している場合は、合併浄化槽に切り替えます。
- ・事業活動に伴う騒音・振動・悪臭について関係法令を遵守し、低減に努めます。
- ・環境基準や関係法令等を遵守します。
- ・事業所敷地の緑化に努め、建物と合わせ適切な管理をします。
- ・文化財の活用について協力します。
- ・建物改修の際等に歴史的な姿への復元も検討します。

### 行政

- ・汚染の発生源を突き止め、対策を講じます。
- ・大気や水の状態に関して市報等により広報、啓発します。
- ・水洗化率を向上させ、下水道計画区域外では、合併浄化槽の設置を進めます。
- ・騒音・振動・悪臭の状況を継続的に把握し、発生源に対して改善を指導します。
- ・公害の発生や苦情に対して、速やかに対応します。
- ・公園・緑地の現状、市民のニーズを把握し、整備内容を検討します。
- ・街路樹の維持管理に努めます。
- ・須坂市歴史的建造物登録制度等の活用により歴史的建造物の適切な保存と活用を図ります。
- ・市内各所の資源をネットワーク化し、観光に活かします。
- ・観光地での環境への取り組みを進め、観光客へアピールします。



## 5. 環境を学び・行動

### 市民

- ・環境に関する学習や活動の場に参加します。
- ・学校での環境教育に協力します。
- ・環境に関する市の取り組みや、必要な取り組みについて提案します。
- ・地域における取り組みを継続するとともに、積極的に参加します。
- ・事業所の取り組みに関心を持ちます。

### 事業者

- ・環境に関する学習の場や活動に協力します。
- ・学校での環境教育に協力します。
- ・市の取り組みや、必要な取り組みについて提案します。
- ・地域における取り組みに参加します。
- ・事業所における取り組みを広く周知します。
- ・従業員の意識の向上を図ります。



### 行政

- ・各種イベントや講座等を企画する際に、環境に関するメニューを引き続き取り入れます。
- ・若年層を対象とした環境教育を推進します。
- ・環境に詳しい専門家の派遣や、校外活動における支援を行います。
- ・自治体等と連携し地域における取り組みを継続するとともに、支援します。
- ・環境学習や環境保全活動を推進する指導者の人材育成に努めます。

## 第6章 重点プロジェクト

### 1. 重点プロジェクトの位置づけ

重点プロジェクトは、環境の課題として取り組むべき項目のうち、重点的に取り組むものであり、第三次須坂市環境基本計画策定時に、第二次環境基本計画を踏襲しつつ「省エネルギーの推進」「生物多様性地域戦略の策定」「一般廃棄物の減量」「再生可能エネルギーの導入の推進」の4つを選定しました。

### 2. 重点プロジェクトの詳細

以下の取り組みを重点的に行います。 ●：主体的に取り組む ○：関係者として取り組む

施策項目・内容	市民	事業者	行政
①省エネルギーの推進			
・「デコ活」の普及啓発	●	●	●
・防犯灯のLED化支援	—	—	●
②地域資源を活用した再生可能エネルギーの推進			
・太陽光発電、太陽熱利用、蓄電の各システムの導入支援	○	○	●
・ペレットストーブの導入支援	○	○	●
・小水力発電の推進	—	●	○
・避難所への再生可能エネルギー導入による防災・減災対策	—	—	●
③希少な生きものの保全			
・開発計画を踏まえた、希少生物を含めた生物多様性の保全	○	○	●
・希少生物保全パトロールの実施	○	○	●
・高山蝶保護パトロールの実施	○	○	●
・高山蝶の自然観察会の開催	●	●	●
④ごみの減量化・資源化の推進			
・ごみ排出量の削減	●	●	●
・ごみ分別の推進	●	●	●

## 第7章 管理と運用

### 1. 管理体制

#### (1) 管理主体

##### ① 行政

- ・環境管理委員会により市役所における環境マネジメントシステムを推進します。
- ・本計画の策定及び取り組みを推進します。

## ② 環境審議会（公募による市民代表や各種団体及び有識者により構成）

- ・本計画の策定見直し等に関する事項について調査審議提案を行います。
- ・本計画の実施状況の評価、提言、行動計画の実施状況のチェック、課題点等の意見集約を行います。

## ③ 市民・事業者

- ・本計画の策定見直しに参加提案します。
- ・市の取り組みに参加提案します。

## (2) 計画策定時・改定時における各主体の役割

PDCAサイクル	主体	役割
計画 (Plan)	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各主体の意見提言を取り入れた計画の策定を行う。</li> <li>・前計画の取り組みの評価と課題を抽出し、新計画の取り組みに反映する。</li> </ul>
	環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長から環境基本計画策定に関する諮問を受けて調査審議を行い、その結果を市長へ答申する。</li> <li>・市民・事業者の代表としての立場から計画案の評価をする。</li> <li>・計画全体の見直し、計画の改定・改善に関する提案を行う。</li> </ul>
	市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境審議会への参加やパブリックコメントなどにより、計画づくりに参加、提案をする。</li> </ul>
改善(Action)	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画全体の総括を含む改善を行う。</li> </ul>

## (3) 毎年度の計画推進における各主体の役割

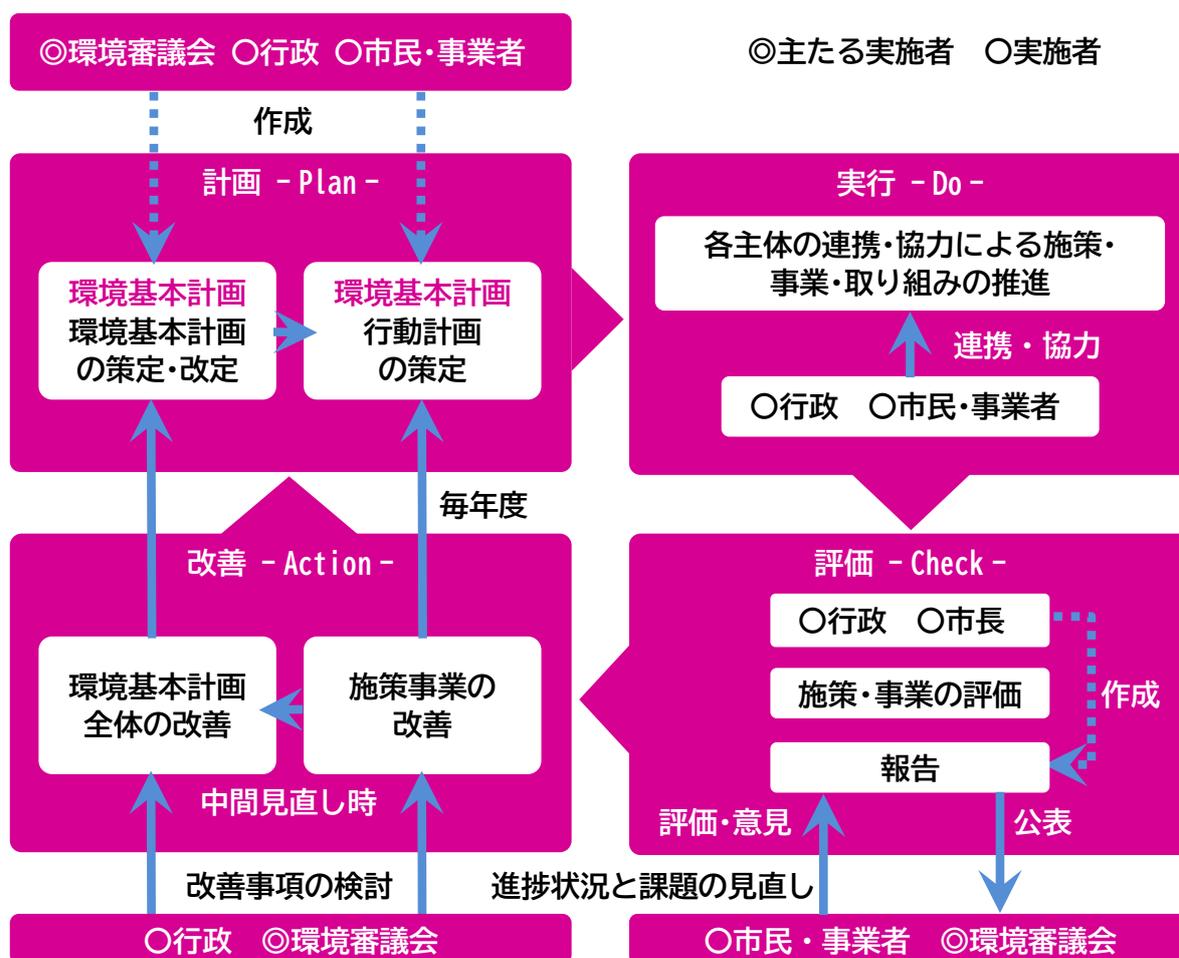
PDCAサイクル	主体	役割
計画 (Plan)	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各担当課は施策・事業の進捗状況等を確認し、各主体からの意見や提案を踏まえ、次年度の計画を作成する。</li> </ul>
実行 (Do)	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の施策・事業、プロジェクトなどを推進するとともに、市民・事業者の取り組み推進を図る。</li> </ul>
	環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議する案件があった場合、検討を行う。</li> </ul>
	市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自発的・積極的に自ら取り組みを推進するとともに、市の行う取り組みに参加、協力する。</li> </ul>
評価 (Check)	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各担当課は施策・事業の取り組み状況や数値目標の達成状況などを把握する。</li> </ul>
	環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長から諮問があった場合、調査審議を行い、答申する。</li> </ul>
	市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の行う取り組みについて、意見や改善案などを提案する。</li> </ul>
改善(Action)	行政・環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境審議会での意見を踏まえ、施策・事業の改善を行う。</li> </ul>

## 2. 運用体制

本計画の運用は、環境マネジメントシステムの基本的なサイクルである PDCA サイクル（計画=Plan → 実行=Do → 点検・評価=Check → 改善=Action）に沿って進行します。

毎年のサイクルにおいては、環境行動計画の進行管理を行い、次年度の取り組みに反映、という流れが基本となります。

また、次回の計画見直しの際も、同様の流れで実施することになります。



臥竜公園の桜

## 資料編

(目次)

1 須坂市環境基本条例 ……………1	4 国や県の動向 …………… 7
2 須坂市を清潔で美しくする条例 ………4	5 温室効果ガス推計値算出方法 …… 8
3 環境審議会委員名簿及び計画改定経過…7	

## 1 須坂市環境基本条例

須坂市環境基本条例

平成9年3月28日条例第19号

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、環境基本法（平成5年法律第91号）に定めるところによる。

## (基本理念)

第3条 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であり、市、市民及び事業者の全ての活動において積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが、人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを考慮して、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来に継承していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、生態系及び自然的条件に配慮し、公害の防止並びに環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、自然と共存する都市の実現を目的として行われなければならない。

4 環境の保全は、社会経済活動による環境への負荷をできる限り低減するために、すべての者がそれぞれの役割分担のもとに自主的かつ積極的に行わなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減、廃棄物の適正処理及び再利用、居住環境の整備、秩序ある土地利用、歴史的及び文化的な特性を生かした環境の創造等生活環境、文化環境に関する施策

(2) 水資源の保全、緑化の推進、自然保護等自然環境に関する施策

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護等地球環境保全に関する施策

(4) その他環境の保全に関する必要な施策

## (市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境を保全するため、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる須坂市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前項に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、須坂市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても、これを準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全に配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第9条 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境保全について適正に配慮することを推進するため、市は、必要な措置を講ずるものとする。

(公害防止対策)

第10条 市は、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため環境基本計画に基づき、公害防止に関する必要な規制の措置を講ずるものとする。

(体制の整備)

第11条 市は、環境の状況の把握及び環境の保全に関する施策を推進するために必要な監視、測定等のための体制の整備に努めるものとする。

(土地の形状の変更等を行う事業者の配慮義務)

第12条 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者は、その事業の実施に当たっては、あらかじめその事業に係る自然環境及び文化環境の保全について適正に配慮しなければならない。

(自然環境保全地区の指定)

第13条 市長は、自然環境を保全するために必要な地区を自然環境保全地区として指定することができる。

- 2 前項に規定する自然環境保全地区を指定するときは、当該地区住民や地権者等の同意を得るとともに、自然環境保全のための施策を講ずるものとする。
- 3 市長は、自然環境保全地区を指定するに当たっては、須坂市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、自然環境保全地区を指定したとき及び変更又は解除したときは、これを公表しなければならない。

(行為の制限)

第14条 自然環境保全地区の地権者は、当該地区の形状の変更や権利の移転等を行うときは事前に市長と協議するものとする。

(環境保全協定の締結)

第15条 市長は、環境の保全に関する施策を実施するに当たり、必要があると認めるときは、事業者に対し環境を保全するための協定の締結を求めることができる。

- 2 事業者は、前項の協定締結に協力しなければならない。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第16条 市は、市民及び事業者が環境保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の促進)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が行う環境の保全のための自主的な活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、必要に応じ環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

### 第3章 須坂市環境審議会

(審議会)

第19条 環境基本法第44条の規定により、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、須坂市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第20条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を調査審議するものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 公害対策及び水資源の保全に関する事項
- (3) 廃棄物の減量化、適正な処理及び再利用に関する事項
- (4) その他環境の保全に関する基本的事項

(組織)

第21条 審議会は、委員17人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第22条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、審議会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(専門委員)

第25条 審議会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門的事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事及び書記)

第26条 審議会に幹事及び書記を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

3 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

#### 第4章 補則

(補則)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則 (省略)

## 2 須坂市を清潔で美しくする条例

須坂市を清潔で美しくする条例

平成16年3月26日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、須坂市の良好な環境を保全し、清潔で美しいまちづくりの推進を図るため、空き缶等の散乱防止に関して必要な事項を定め、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 飲食料を収納し、若しくは収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、その他の汚物又は不要物であって、固形状若しくは液状のものをいう。

(2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

- (4) 所有者等 市内に土地及び建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 河川、水路、山林、原野、道路、公園、緑地、広場、駅等の不特定多数の者が自由に出入りできる場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、総合的な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、空き缶等の散乱防止について市民等への啓発に努めるとともに、市民による清潔で美しいまちづくりの自主的な活動に対して支援し、又は必要に応じた措置を講ずるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外において自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適正に処理しなければならない。

- 2 市民は、地域において相互に協力し、清潔で美しいまちづくりへの自主的な活動に参加するよう努めなければならない。
- 3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる空き缶等の散乱を防止しなければならない。

- 2 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃その他清潔で美しいまちづくりの活動を推進するよう努めなければならない。
- 3 空き缶等の散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、その散乱防止について、消費者に対する意識の啓発を図るとともに、回収及び資源化について必要な措置を講じなければならない。
- 4 自動販売機により容器入り飲食料を販売する事業者は、その販売する場所に空き缶等を回収する設備を設けるなど、自らの責任において、回収した空き缶等を再資源化するよう努めるとともに、適正な処理をしなければならない。
- 5 土木工事、建築工事その他の工事を行う事業者は、当該工事により生ずる土砂、廃材等が、公共の場所に飛散し、流出し、脱落し、又は堆積しないよう、適正に管理しなければならない。
- 6 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物を常に清潔に保つよう努めるとともに、空き缶等の散乱を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(投棄等の禁止)

第7条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地及び建物（以下「他人の土地等」という。）において空き缶等を捨ててはならない。

- 2 市民等は、公共の場所及び他人の土地等において飼い犬及び飼い猫のふんを放置せずに持ち帰り、適正に処理しなければならない。

(不法投棄監視パトロール員)

第8条 市長は、空き缶等の散乱防止に関する啓発及び監視の活動を行うため、須坂市不法投棄監視パトロール員（以下「パトロール員」という。）を置く。

- 2 パトロール員は、投棄されている空き缶等を発見した場合又は次条に規定する通報を受けた場合は、速やかに市長にその状況を報告するものとする。
- 3 監視の活動を行うパトロール員は、その身分を示す証明書を携帯し、市民等から請求があったときは、その証明書を提示しなければならない。

(通報)

第9条 第7条の規定に違反する行為及び違反した者を発見した市民等は、市長又はパトロール員にその旨を通報するよう努めるものとする。

(指導)

第10条 市長は、第5条第3項から第5項、第6条及び第7条の規定に違反すると認められる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告)

第11条 市長は、第7条の規定に違反すると認められる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されるべき者に対しその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(環境指導員)

第14条 市長は、良好な環境を保全し、清潔で美しいまちづくりの推進に関し必要な啓発、指導その他の活動を行うため、須坂市環境指導員（以下「環境指導員」という。）を置く。

2 市長は、この条例の目的を達成するため必要な限度において、環境指導員にその土地又は建物に立入り、必要な調査をさせることができる。

3 前項の規定により立入調査をする環境指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第12条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。

附 則 (省略)

## 3 須坂市環境審議会委員名簿及び計画改定経過

区分	氏名	団体名	区分
会長	久保田 武	須坂市区長会	学識経験者
副会長	竹前 美枝子	須坂市女性団体連絡協議会	
委員	中村 正	須坂商工会議所	
	山下 徹也	須高薬剤師会	
	山岸 和人	ながの農業協同組合	
	師岡 京子	須坂市女性団体連絡協議会	
	関谷 敏	須坂市小・中学校教頭会	
	児玉 慎一郎	須坂市PTA連合会	
	早川 隆一	(一社)長野県環境保全協会	
	杉本 淳	株式会社 ウィルアクト	
	中屋 眞司	国立大学法人 信州大学工学部	
	飯尾 昭一郎	国立大学法人 信州大学工学部	
	山下 浩史	株式会社ミノル産業	
	西原 秀次	太陽エネルギー推進協議会	
穂刈 哲明		市民公募	
杉田 恵美子	長野地域振興局	関係行政機関	
河原 輝久	須坂建設事務所		

## 計画改定の経過

第1回 環境審議会(2025年5月30日)	第三次須坂市環境基本計画改定について諮問
第2回 環境審議会(2026年1月26日)	改定案に関する審議
第3回 環境審議会( // 2月 )	書面開催
答申 ( // 3月16日)	第三次須坂市環境基本計画(改定)の答申

## 4 国や県の動向

## (1) 国の動き

## ① 第六次環境基本計画

環境基本計画は、環境基本法に基づき政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもので、第六次計画は中央環境審議会の答申を受け2024年に閣議決定されました。

第六次計画は、「ウェルビーイング/高い生活の質」を環境政策の最上位の目的に置き、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

## ② 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する総合計画であり、2025年閣議決定されました。

温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されており、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策の推進を掲げています。

### ③ 生物多様性国家戦略 2023-2030

2022年に開催された、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、愛知目標（2010年採択）の後継となる、2030年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。

国ではこれに先立ち生物多様性国家戦略の見直しの検討を進め、2023年3月に 生物多様性国家戦略 2023-2030 が閣議決定されました。

### ④ 第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもので、第五次計画は2024年閣議決定されました。

この計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、

- ・循環型社会形成に向けた循環経済への移行による 持続可能な地域と社会づくり
- ・資源循環のための事業者間連携による ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・多種多様な地域の循環システムの構築と 地方創生の実現
- ・資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と 着実な適正処理・環境再生の実行
- ・適正な国際資源循環体制の構築と 循環産業の海外展開の推進

を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、2030年度を目標年次として数値目標を設定しています。

## (2) 長野県の動き（第五次長野県環境基本計画）

長野県環境基本計画は、長野県環境基本条例の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。第五次計画は2023年に策定され、以下を特徴としています。

### SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進

SDGsの17のゴールのうち、13のゴールに関連しています。

環境保全の取組に加え、経済・社会の課題解決を図る取組を記載しました。

SDGsと関連付けた基本目標を設定しました。

基本目標：「共に育み 未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし」

共に育み …… パートナーシップ  
豊かな自然 …… 長野県が誇る自然環境

未来につなぐ …… 持続可能  
確かな暮らし …… 経済・社会・環境の統合的向上

標高差や地域の特性に着目した取組を記載

垂直ゾーニング…長野県の特徴である標高差に着目し、施策展開の考え方を記載しました。

水平ゾーニング…10の広域圏ごとに、地域の特性等を踏まえた取組を記載しました。

## 5 温室効果ガス推計値算出方法

現況推計の対象とする温室効果ガスは、第二次須坂市環境基本計画を踏襲し、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

二酸化炭素の排出量は、環境省の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編」を参照し、エネルギー消費量にCO<sub>2</sub>排出係数をかけて算出します。

表 主な算定対象

温室効果ガス	部門・分野		説明
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		建設業	建設業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		鉱業	鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	民生家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
	民生業務部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
	運輸部門	自動車(貨物)	自動車(貨物)におけるエネルギー消費に伴う排出
		自動車(旅客)	自動車(旅客)におけるエネルギー消費に伴う排出
鉄道		鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出	
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外	部門	焼却分野	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

表 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量推計値算出方法■エネルギー起源CO<sub>2</sub> 対象の燃料種は使用燃料全般

部門		算出方法
産業部門	製造業	製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、長野県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、須坂市の製造品出荷額等を乗じて推計する。 長野県の製造業炭素排出量／長野県の製造品出荷額等×須坂市の製造品出荷額等×44／12
	建設業・鉱業	建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、長野県の従業者数当たり炭素排出量に対して、須坂市の従業者数を乗じて推計する。 長野県の建設業・鉱業炭素排出量／長野県の従業者数×須坂市の従業者数×44／12
	農林水産業	農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、長野県の従業者数当たり炭素排出量に対して、須坂市の従業者数を乗じて推計する。 長野県の農林水産業炭素排出量／長野県の従業者数×須坂市の従業者数×44／12
民生部門	家庭	世帯数に比例すると仮定し、長野県の世帯当たり炭素排出量に対して、須坂市の世帯数を乗じて推計する。 長野県の家庭部門炭素排出量／長野県の世帯数×須坂市の世帯数×44／12
	業務	業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、長野県の従業者数当たり炭素排出量に対して、須坂市の従業者数を乗じて推計する。 長野県の業務その他部門炭素排出量／長野県の従業者数×須坂市の従業者数×44／12
運輸部門	自動車 (貨物・旅客)	自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、須坂市の保有台数を乗じて推計する。なお、算出は旅客、貨物のそれぞれに対して行う。 全国の自動車車種別炭素排出量／全国の自動車車種別保有台数×須坂市の自動車車種別保有台数×44／12
	鉄道	人口に比例すると仮定し、全国の人口当たり炭素排出量に対して、須坂市の人口を乗じて推計する。 全国の鉄道における炭素排出量／全国の人口×須坂市の人口×44／12
エネルギー 転換部門		環境省実行計画策定支援サイトで公表している自治体排出量カルテより引用する。

■エネルギー起源以外CO<sub>2</sub>

部門	燃料種	算出方法
廃棄物	焼却分野	一般廃棄物 須坂市内で処理されている一般廃棄物(廃プラスチック、合成繊維くず)の焼却量に、廃棄物の種類ごとの排出係数を乗じて排出量を推計する。 一般廃棄物中の廃プラスチック及び合成繊維くず焼却量×CO <sub>2</sub> 排出係数



五味池破風高原

## 第三次須坂市環境基本計画

---

編集・発行	須坂市 市民環境部 生活環境課
発行	2026年3月
住所	〒382-8511 須坂市大字須坂 1528-1
電話番号	026-248-9019